

○沼田市墓地等の経営の許可等に関する規則

平成24年3月27日

規則第17号

改正 平成28年3月29日規則第12号

平成30年3月6日規則第6号

注 平成30年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）及び沼田市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年条例第8号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営の許可の申請)

第2条 法第10条第1項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、許可を受けようとする墓地等の設置の目的、特性等により、市長が必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

(1) 次に掲げる事項（以下「基本的事項」という。）を具体的に記載した経営計画書

ア 墓地等の設置の趣旨及び目的

イ 墓地等の名称

ウ 墓地等の所在地、地目及び面積

エ 墓地にあっては、墳墓を配置する区域、区画数及び埋葬の有無

オ 納骨堂にあっては、配置場所、建物の構造、敷地面積、建物延べ面積及び納骨区画数

カ 火葬場にあっては、配置場所、建物の構造、敷地面積、建物延べ面積、火葬炉の方式及び型式並びにその数、公害防止のための装置の種類及びその型式その他火葬場に附属する施設

キ 墓地等の管理者の本籍、住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

ク 工事完了予定年月日

(2) 次に掲げる墓地等の経営に係る財務に関する書類

ア 墓地等の設置に要する費用の財源内訳書

イ 墓地等の経営の許可を受けようとする者の財政状況を示す財産目録、貸借対照表等の書類

- ウ 資金計画を示した収支予算書
- エ 墓地等の使用及び維持管理の方法を記載した書類
- (3) 墓地等の周囲 120メートル以内の区域の河川、湖沼、学校、病院、保育所、公園その他の公共施設、住宅、飲用水源等の位置を明示した2,500分の1以上の縮尺の概況図
- (4) 墓地等を設置する場所を明示した2万5,000分の1以上の縮尺の地形図
- (5) 墓地にあっては、その区域を明らかにした図面並びに墳墓の区画、通路、給水設備、ごみ処理のための施設を示した平面図及び配置図（構造物を設置する場合は、その配置及び構造を示す図面）
- (6) 納骨堂及び火葬場にあっては、建物及びその附属施設の平面図、立面図及び配置図
- (7) 墓地等に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (8) 申請者が地方公共団体である場合は、墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
- (9) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の定款又は規則の写し及び登記事項証明書並びに墓地等の設置に係る意思決定をした旨を証する書類
- (10) 墓地等の設置に関し、他の法令の規定により許可等を受ける必要がある場合は、当該法令に基づく許可書の写し又はその許可等の申請の状況を明らかにした書類
- (11) 申請に係る敷地が借地である場合は、その所有者の使用承諾書
- (12) その他市長が必要と認める書類

（平30規則6・一部改正）

（変更の許可の申請）

第3条 法第10条第2項の規定により墓地等の変更の許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 基本的事項の変更を記載した変更経営計画書
- (2) 変更事項に係る前条第2号から第11号までに掲げる書類で、市長が指定する書類
- (3) 変更しようとする墓地等について既に受けている許可書の写し
- (4) 変更により墓地でなくなる区域がある場合は、改葬報告書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（平30規則6・一部改正）

（廃止の許可の申請）

第4条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬報告書
- (2) 廃止しようとする墓地等について既に受けている許可書の写し
- (3) 申請者が地方公共団体である場合は、墓地等の廃止に係る議会の議決書の写し
- (4) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、墓地等の廃止に係る意思決定をした旨を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（許可書及び不許可書の交付）

第5条 市長は、経営の許可、変更の許可又は廃止の許可の申請があつた場合において、許可するときは許可書（別記様式第4号）を、許可しないときは不許可書（別記様式第5号）を当該申請をした者に交付する。

（みなし許可の届出）

第6条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつたものとみなされた場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかにみなし許可届出書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（墓地等の工事完了の届出）

第7条 墓地等の経営の許可又は変更の許可を受けた者は、当該許可に係る墓地等の工事が完了した場合は、速やかに墓地等工事完了届出書（別記様式第7号）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

2 前項の届出書を提出した者は、同項の検査を受けた後でなければ、当該検査に係る墓地等を使用してはならない。

（変更の届出等）

第8条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更がある場合には、速やかに墓地等変更届出書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の名称
- (2) 墓地等の所在地の表示
- (3) 経営者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- (4) 経営者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (5) 管理者の本籍、住所及び氏名
- (6) 第2条第1号の経営計画書の基本的事項（法第10条第2項に規定する変更並びに第1号、第2号及び第5号に掲げる事項の変更を除く。）及び第2条第2号の財務に関する事項

2 前項第6号の変更を行う場合は、墓地等の経営者は、市長の承認を得なければならない。

(平30規則6・一部改正)

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日規則第12号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月6日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)  
(表面)

墓地等経営許可申請書

年 月 日

沼田市長 様

申 請 者

住 所

氏 名

㊟

(法人にあっては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

(墓地、納骨堂、火葬場)を次のとおり経営したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

名 称	
所 在 地	
墓地等の経営内容	
使用開始予定年月日	年 月 日
工 事 予 定 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
他法令に基づく 許認可等の状況	

注1 墓地、納骨堂、火葬場の別は、該当するものに○を付けること。

2 墓地等の経営の内容欄には、次の事項を記載すること。

- (1) 墓地にあっては、墓地区域の面積及び墳墓の区画数
- (2) 納骨堂にあっては、建物の構造、敷地面積、建物延べ面積及び納骨区画数
- (3) 火葬場にあっては、建物の構造、敷地面積、建物延べ面積及び火葬炉数

(裏面)

添付書類

- 1 経営計画書
- 2 墓地等の経営に係る財務に関する書類
  - (1) 墓地等の設置に要する費用の財源内訳書
  - (2) 墓地等の経営者の財政状況を示す財産目録、貸借対照表等の書類
  - (3) 資金計画を示した収支予算書
  - (4) 墓地等の使用及び維持管理の方法を記載した書類
- 3 墓地等の周囲120メートル以内の区域の河川、湖沼、学校、病院、保育所、公園その他の公共施設、住宅、飲用水源等の位置を明示した2,500分の1以上の縮尺の概況図
- 4 墓地等を設置する場所を明示した2万5,000分の1以上の縮尺の地形図
- 5 墓地にあっては、その区域を明らかにした図面並びに墳墓の区画、通路、給水設備、ごみ処理のための施設を示した平面図及び配置図(構造物を設置する場合は、その配置及び構造を示す図面)
- 6 納骨堂及び火葬場にあつては、建物及びその附属施設の平面図、立面図及び配置図
- 7 墓地等に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 8 申請者が地方公共団体である場合は、墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
- 9 申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、当該法人の定款又は規則の写し及び登記事項証明書並びに墓地等の設置に係る意思決定をした旨を証する書類
- 10 墓地等の設置に関し、他の法令の規定により許可等を受ける必要がある場合は、当該法令に基づく許可書の写し又はその許可等の申請の状況を明らかにした書類
- 11 申請に係る敷地が借地である場合は、その所有者の使用承諾書
- 12 その他市長が必要と認める書類

注 添付された書類の該当番号に○を付けること。

様式第2号(第3条関係)  
(表面)

墓地等変更許可申請書

年 月 日

沼田市長 様

申 請 者

住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

(墓地、納骨堂、火葬場)を次のとおり変更したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

名 称		
所 在 地		
墓地等の変更の内容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
使用開始予定年月日	年 月 日	
工 事 予 定 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	
他法令に基づく 許認可等の状況		

注1 墓地、納骨堂、火葬場の別は、該当するものに○を付けること。

2 墓地等の変更の内容欄には、次の事項について変更があったものを記載すること。

- (1) 墓地にあつては、変更に係る用地の所在、面積及び墳墓の区画数
- (2) 納骨堂にあつては、変更に係る用地の所在、建物の構造、敷地面積、建物延べ面積、納骨区画数及び主たる設備に係る事項
- (3) 火葬場にあつては、変更に係る用地の所在、建物の構造、敷地面積、建物延べ面積、火葬炉数及び主たる設備に係る事項

(裏面)

添付書類

- 1 変更経営計画書
- 2 墓地等の経営に係る財務に関する書類
  - (1) 墓地等の設置に要する費用の財源内訳書
  - (2) 墓地等の経営者の財政状況を示す財産目録、貸借対照表等の書類
  - (3) 資金計画を示した収支予算書
  - (4) 墓地等の使用及び維持管理の方法を記載した書類
- 3 墓地等の周囲120メートル以内の区域の河川、湖沼、学校、病院、保育所、公園その他の公共施設、住宅、飲用水源等の位置を明示した2,500分の1以上の縮尺の概況図
- 4 墓地等を設置する場所を明示した2万5,000分の1以上の縮尺の地形図
- 5 墓地にあっては、その区域を明らかにした図面並びに墳墓の区画、通路、給水設備、ごみ処理のための施設を示した平面図及び配置図(構造物を設置する場合は、その配置及び構造を示す図面)
- 6 納骨堂及び火葬場にあっては、建物及びその附属施設の平面図、立面図及び配置図
- 7 墓地等に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 8 申請者が地方公共団体である場合は、墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
- 9 申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、当該法人の定款又は規則の写し及び登記事項証明書並びに墓地等の設置に係る意思決定をした旨を証する書類
- 10 墓地等の設置に関し、他の法令の規定により許可等を受ける必要がある場合は、当該法令に基づく許可書の写し又はその許可等の申請の状況を明らかにした書類
- 11 申請に係る敷地が借地である場合は、その所有者の使用承諾書
- 12 変更しようとする墓地等について既に受けている許可書の写し
- 13 変更により墓地でなくなる区域がある場合は、改葬報告書
- 14 その他市長が必要と認める書類

注 添付された書類の該当番号に○を付けること。

様式第3号(第4条関係)

墓地等廃止許可申請書

年 月 日

沼田市長 様

申 請 者

住 所

氏 名

Ⓔ

〔法人にあっては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

(墓地、納骨堂、火葬場)を次のとおり廃止したいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

名 称	
所 在 地	
墓地等の廃止の内容	
廃 止 の 理 由	
改 葬 完 了 年 月 日	年 月 日
廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日
添付書類 1 墓地又は納骨堂にあっては、改葬報告書 2 廃止しようとする墓地等について既に受けている許可書の写し 3 申請者が地方公共団体である場合は、墓地等の廃止に係る議会の議決書の写し 4 申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、墓地等の廃止に係る意思決定をした旨を証する書類	

注1 墓地、納骨堂、火葬場の別は、該当するものに○を付けること。

2 墓地等の廃止の内容欄には、次の事項を記載すること。

- (1) 墓地にあっては、墓地区域の面積及び墳墓の区画数
- (2) 納骨堂にあっては、建物の構造、敷地面積、建物延べ面積及び納骨区画数
- (3) 火葬場にあっては、建物の構造、敷地面積、建物延べ面積及び火葬炉数

様式第4号(第5条関係)

許可書

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付けで申請のあった については墓地、  
埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第 項の規定により下記のとおり許可し  
ます。

年 月 日

沼田市長

印

記

- 1 所在地
- 2 面積
- 3 許可の条件

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沼田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沼田市を被告として(訴訟において沼田市を代表する者は沼田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第5条関係)

不許可書

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日付けで申請のあった については墓地、  
埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第 項の規定により下記のとおり不許可  
とします。

年 月 日

沼田市長

印

記

- 1 所在地
- 2 面積
- 3 不許可とする理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沼田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沼田市を被告として(訴訟において沼田市を代表する者は沼田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第6条関係)

みなし許可届出書

年 月 日

沼田市長 様

申請者

住所

氏名



〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔都市計画法第59条の規定による都市計画事業〕の〔認可〕  
〔土地区画整理法の規定による土地区画整理事業〕の〔承認〕があつたので、沼田市墓地  
等の経営の許可等に関する規則第6条の規定により届け出ます。

墓地又は火葬場の名称	
墓地又は火葬場の 所 在 地	
届 出 の 区 分	〔墓地〕の〔経営 変更(拡張・縮小)〕 〔火葬場〕の〔廃止〕
事 業 の 名 称	
事業の許可又は承認の 年月日及び番号	
墓地又は火葬場の概要	
添付書類 1 事業の認可書又は承認書の写し 2 事業計画書等の写し(土地利用計画図を含む。) 3 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止を確認できる書類 4 墓地又は火葬場の使用及び維持管理の方法を記載した書類 5 現況写真	

注1 根拠法、認可、承認の別及び届出区分については、それぞれ該当するものに○を付けること。

2 墓地又は火葬場の概要欄には、次の事項を記載すること。

- (1) 墓地にあつては、墓地区域の面積及び墳墓の区画数
- (2) 火葬場にあつては、建物の構造、敷地面積、建物延べ面積及び火葬炉数

様式第7号(第7条関係)

墓地等工事完了届出書

年 月 日

沼田市長 様

申 請 者

住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

墓地等の〔経営  
変更〕の許可を受けた工事が完了したので、沼田市墓地等の経営の許可等に  
関する規則第7条の規定により届け出ます。

名 称	
所 在 地	
許 可 年 月 日	
工 事 完 了 年 月 日	

注 経営、変更の別は、該当するものに○を付けること。

様式第8号(第8条関係)

墓地等変更届出書

年 月 日

沼田市長 様

申 請 者

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつては主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり墓地等の経営に係る事項に変更があつたので、沼田市墓地等の経営の許可等に関する規則第8条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

名 称		
所 在 地		
墓 地 等 の 変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
添付書類 1 経営者が法人であつて、法人の登記事項の変更を伴うものにあつては、当該法人の登記事項証明書 2 経営計画書の基本的事項に変更がある場合は、沼田市墓地等の経営の許可等に関する規則第2条第3号から第12号までに定める書類のうち、変更に係るものとして市長が指定する書類		

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(平 3 0 規則 6 ・ 一部改正)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 6 条関係)

様式第 7 号 (第 7 条関係)

様式第 8 号 (第 8 条関係)